

令和2年度(令和元年分)

市民税・県民税の 申告受付を行います



◎申告する人の8割が**郵送**で
申告しています。
あなたも郵送で申告して
みませんか？

申告会場は大変混雑するため、郵送
での申告をおすすめします。

申告書に住所、氏名、生年月日、電話
番号、必要事項(所得や控除など)を記
入、押印し、番号確認書類(マイナンバ
ーカードなど)のコピー・必要書類(控
除証明書など)を同封の上、返信用封
筒(切手不要)で郵送してください。郵
送での申告を希望のかたには申告書
と返信用封筒を送付しますので、お問
い合わせください。

※記入内容を電話で確認
することがあります。



申告受付会場と日時

昨年から日程と一部の会場が変わりました
ので、ご注意ください。

会場	日時	
新郷公民館	2月12日(水)	9:00 ~ 15:00
鳩ヶ谷庁舎 2階大会議室	2月13日(木)、14日(金)、17日(月)	
安行公民館	2月18日(火)	
神根公民館	2月19日(水)	
戸塚公民館	2月20日(木)、21日(金)	
芝公民館 ※芝市民ホール ではありません。	2月25日(火)、26日(水)	9:00 ~ 16:00
市役所本庁舎 5階大会議室	2月27日(木)~3月16日(月) (土・日曜日を除く) ※3月1日(日)は受付	

※鳩ヶ谷庁舎、戸塚公民館、芝公民館の初日は最長3時間程度お待ち
いただく場合があります。2日目以降の来場をおすすめします。
※天候や混雑状況などにより、受付終了時間を早める場合があります。

◎申告に必要なもの

- ◇市民税・県民税申告書(申告をするかたで2月上旬まで
に申告書が届かない場合は、お問い合わせください)
- ◇本人確認書類(マイナンバーと身元を確認できるもの)
- ◇印鑑(スタンプ式不可)、筆記用具
- ◇収入・所得を証明できる書類(源泉徴収票、給与明細書
など)
- ◇社会保険料(健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、
介護保険など)の支払証明書または領収書

◇生命保険料(一般生命保険、個人年金保険、介護医療保
険)、地震保険料などの控除証明書

◇医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税
制の明細書と一定の取り組みを行ったことが分かる書
類(明細書は事前に記入してください)

◇そのほか申告に必要な書類(寄附金の領収書など)

※原則として書類は返却しません。原本が必要なかたは
コピーを提出してください。

※確定申告には「確定申告のお知らせ」はがき(税務署か
ら送付されているかたのみ)が必要です。

◎公的年金等を受給しているかたへ

公的年金等の収入の合計額が400万円以下で、公的年金
等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税
の確定申告をする必要はありません。

なお、平成27年以降に、外国の制度に基づき国外にお
いて支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公
的年金等を受給されているかたは、確定申告が必要です。

※所得税の還付、純損失や雑損失の繰越控除などの控除
を受けるときは、確定申告書の提出が必要です。詳細は
税務署にお問い合わせください。

※所得税の確定申告が必要ない場合でも、**市民税・県民税
の申告が必要な場合があります。**

◎国民健康保険に加入しているかたへ

国民健康保険の加入者とその世帯主で17歳以上のかた
は、所得がない場合や被扶養者の場合でも、市民税・県民
税の申告が必要となります。

◎ふるさと納税ワンストップ特例制度の 申請手続きをしたかたへ

市民税・県民税申告書(確定申告書含む)を提出する場
合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請は無効
となりますので、ふるさと納税分の寄附金控除も忘れず
に申告してください。

川口税務署からの 確定申告に関する重要なお知らせ

国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」が便利です！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、IDとパスワードを入力するだけで、e-Taxで24時間いつでも確定申告することができます。

作成した申告書は、e-Taxで送信（ID・パスワードを入力して送信またはマイナンバーカードを使って送信）、印刷して郵送のいずれかにより提出できます。

ID・パスワードを使えば、マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでなくても、ご自宅などからパソコンやスマートフォンで簡単にe-Taxで申告することができます。

※マイナンバーカードとICカードリーダーライターまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちのかたは、「マイナンバーカード方式」によるe-Taxがご利用できます。



ID・パスワードは川口税務署にて5分程度で発行できます。なお、発行の際は本人確認が必要です。運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類を持参してください。

※ID・パスワードの発行をすでに受けているかたは、「ID・パスワード方式の届出完了通知」でご確認ください。

ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

いつでもどこでもスマホで申告！

2カ所以上の給与所得があるかた、年末調整が済んでいないかた、年金収入や副業などの雑所得があるかたなどは、入力が簡単な国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の「スマートフォン専用画面」をご利用ください。



消費税の確定申告をされるかたへ

令和元年分から、消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売上げや仕入れ額などを税率（軽減税率8%、標準税率10%）ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行った帳簿が必要です。

また、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成も併せて必要です。消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

問い合わせ…川口税務署
☎048-252-5141（代表）

◎医療費控除を申告するかたへ

医療費控除の適用を受ける場合、平成30年度（平成29年分）市民税・県民税申告より、「領収書」に代わり「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となりました。なお、経過措置として、令和2年度申告までは従来どおり領収書の添付または提示によることもできますが、令和3年度以降の申告については「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必須となりますのでご注意ください。

※医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用となりますので、どちらか一つの控除しか受けられません。
※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、「一定の取り組みを行ったことが分かる書類」(定期健康診断の結果通知表など)の添付または提示が必要となります。

◎給与支払報告書の提出

※明細書の記入内容の確認のため、税務署長などからの提出や提示要求がある場合がありますので、領収書は、確定申告などの期限から5年間保存する必要があります。

令和元年中に給与などの支払いをした事業所などは、給与の支払いを受けたかたの令和2年1月1日現在の住所所在地の市町村長に、給与支払報告書の提出が必要です。
※個人市民税・県民税は、原則特別徴収（給与天引き）となります。退職など普通徴収に該当するかたがいる場合には、総括表と給与支払報告書のほかに、普通徴収切替理由書（兼任切替書）の提出が必要となります。

提出期限…1月31日（金）
提出先…市民税課（郵送可）
提出物…総括表と給与支払報告書

※普通徴収切替理由書（兼任切替書）は普通徴収切替者がいる場合のみ

問い合わせ…市民税課

☎048-259-7634・7635・7636・7245
FAX 048-259-4541

◎今月の納期

市・県民税(第4期)、国民健康保険税(第7期)

納期限…1月31日（金）

納付は口座振替をご利用ください。

バーコードが付いている納付書はコンビニでも納められます。なお、納期限を過ぎると、延滞金が増加される場合があります。

問い合わせ…納税課

☎048-259-7949 FAX 048-259-4541
国保収納課
☎048-259-7671 FAX 048-254-2282